

財関第657号
平成26年7月1日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 宮内 豊

関税法基本通達等の一部改正について

関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）等の一部を下記のとおり改正し、平成26年7月1日（ただし、下記第2については、7月15日、第7については、10月1日）から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第2 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第3 特例法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第103号）の一部を次のように改正する。

別紙3「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第4 外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）の一部を次のように改正する。

別紙4「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第5 税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）の一部を次のように改正する。

(I 税関様式の一部改正)

税関様式C第1005号を別紙5-1のように、税関様式C第5624号を別紙5-2のように、税関様式C第5656号を別紙5-3のように、税関様式C

第 5824 号を別紙 5－4 のように、税関様式C第 5856 号を別紙 5－5 のように、税関様式C第 7000 号を別紙 5－6 のように、それぞれ改める。

(II 記載要領及び留意事項の一部改正)

別紙 5－7 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」に掲げるよう改める。

第 6 知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について（平成 19 年 6 月 15 日財閥第 802 号）の一部を次のように改める。

別紙 6－1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう、別紙様式 4 を別紙 6－2 のようにそれぞれ改める。

第 7 輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財閥第 142 号）の一部を次のように改める。

別紙 7 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 8 税関官署の開庁時間について（平成 20 年 3 月 31 日財閥第 348 号）の一部を次のように改める。

「横浜税關における税関官署の開庁時間について」を別紙 8 のように改める。